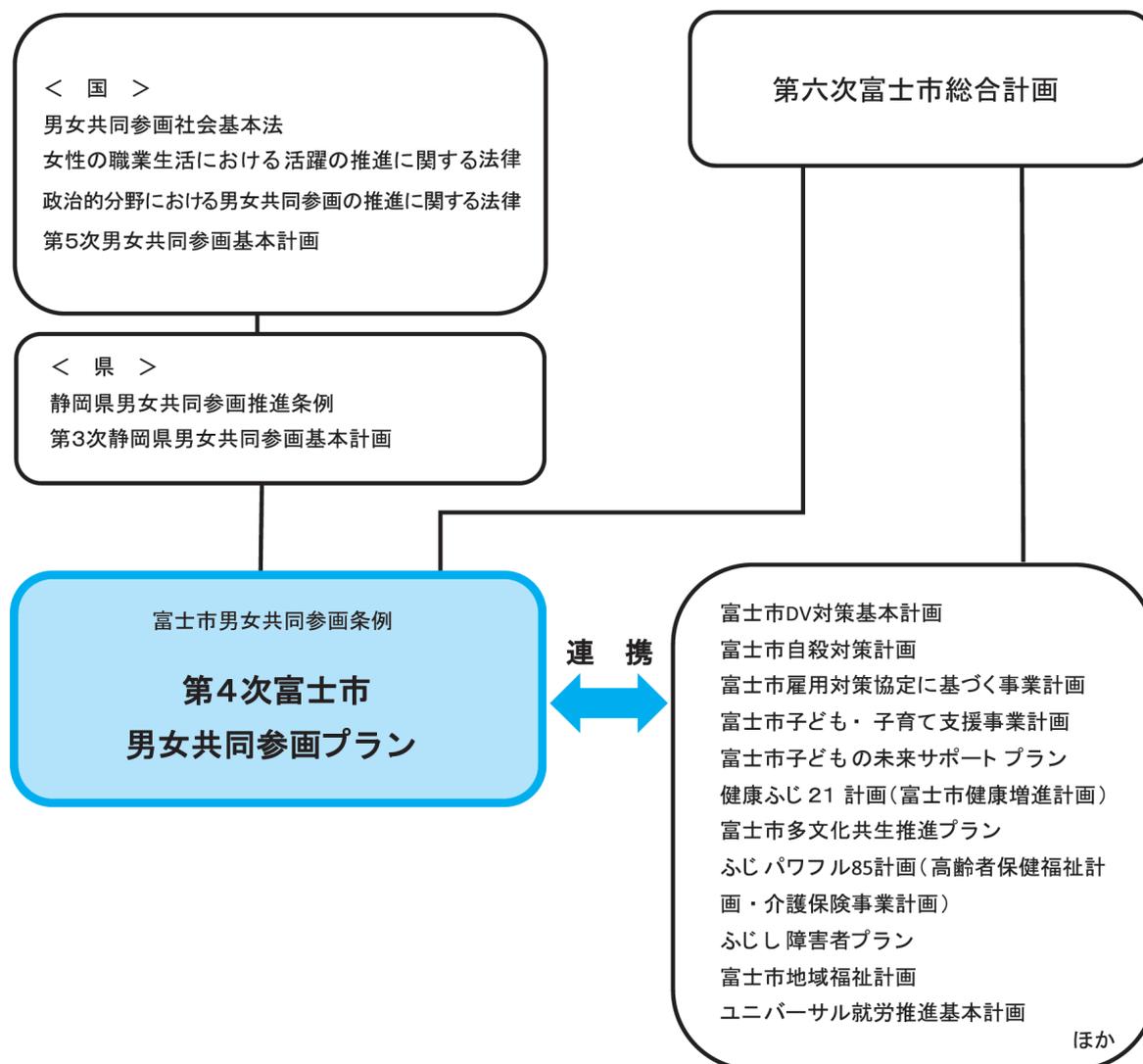


# 第3章 プランの基本的事項

## 1 プランの位置づけ

- ◇ 本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」に当たります。
- ◇ 本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」を包括します。
- ◇ 本プランは、富士市男女共同参画条例第10条に基づく計画です。
- ◇ 本プランは、「第3次富士市男女共同参画プラン」を発展的に継承し策定しています。



## 2 プランの期間

本プランは、社会情勢等の変化に対応するため、また、国の「第5次男女共同参画基本計画」と県の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」の計画期間に合わせ、5年計画とします。

本市の最上位計画である「第六次富士市総合計画」の計画策定の延期を受け、本プランの計画期間を、当初予定していた令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間から、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間に変更します。



## 3 プラン策定の視点

前記7つの現状分析から、「固定的な性別役割分担意識の払拭やジェンダー平等などの男女共同参画の理念の浸透」「ワーク・ライフ・バランスの推進による女性活躍の実現」「男女で分かち合う育児や介護」「特にコロナ禍で増加した女性の自殺者やDV被害、生活に困難を抱えている人の問題」などの課題が明らかになりました。

これらの課題は、それぞれ別々に分けて考えるものではなく、関連し合っているため、今回の「第4次男女共同参画プラン」では、横断的視点として「あらゆる分野でのアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の払拭と誰一人取り残さないジェンダー平等社会の実現」を位置づけるとともに、第3次プランにおける8つの「施策の方向」を4つの「基本目標」にまとめました。

さらに、それぞれの基本目標の下に「施策の方向」と「施策」を設け、それぞれの「事業」を明確に体系づけました。

## 4 プランの目標と基本理念

### 基本理念

本プランの基本理念は、富士市男女共同参画条例の基本理念に基づくものとします。

- 1 固定的な性別役割分担意識にとらわれない一人ひとりの人権の尊重
- 2 政策・方針の立案・決定への共同参画
- 3 生涯にわたる心身の健康維持
- 4 市民や事業者との協働



### 目標：男女共同参画社会の実現

男女が互いにその人権を尊重しながら、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分発揮し、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される男女共同参画社会の実現を目指し、本プランは、「第3次富士市男女共同参画プラン」を引き継いで「男女共同参画社会の実現」を目標とします。

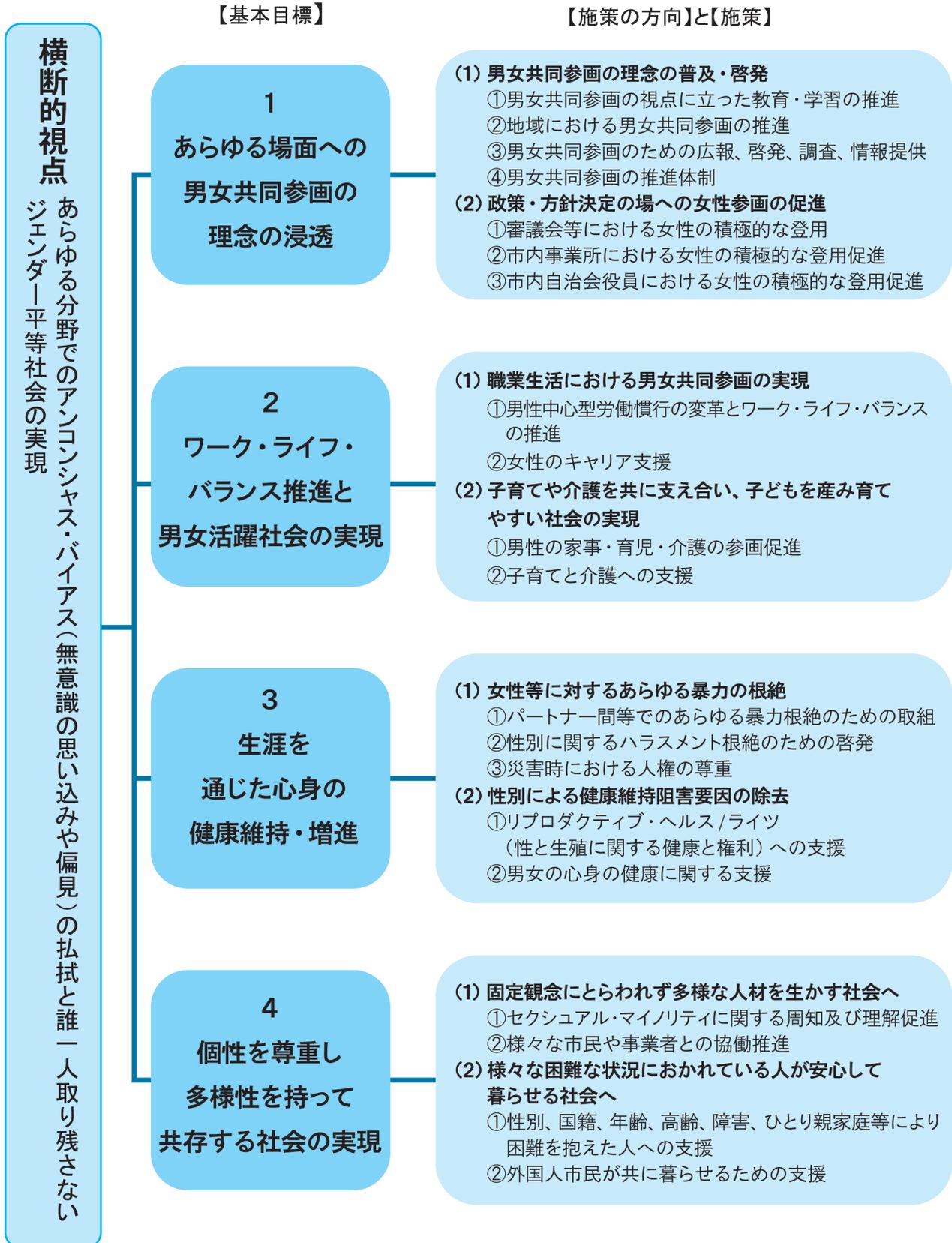


持続可能な社会へ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 プランの体系図



## 6

## 主な成果指標

## 基本目標1 あらゆる場面への男女共同参画の理念の浸透

No.	指 標	基準値	5年後の目標値
①	「男は仕事、女は家庭」と決めつける考えに賛同しない人の割合	41.2% (令和元年度市民意識実態調査)	70.0%
②	社会全体で「男性と女性は平等に扱われていると思う」と答えた人の割合	15.6% (令和元年度市民意識実態調査)	25.0%
③	審議会等への女性登用率	33.1% (令和2年4月1日現在)	40.0%
④	女性管理職がいる事業所の割合	36.7% (平成29年度事業者調査)	45.0%
⑤	女性の自治会長の割合	4.1% (令和2年4月1日現在)	8.0%

## 基本目標2 ワーク・ライフ・バランス推進と男女活躍社会の実現

No.	指 標	基準値	5年後の目標値
⑥	市の女性有業率 ※ (15～64歳)	65.2% (総務省統計局 就業構造 基本調査 平成29年度)	75.0%
⑦	「ワーク・ライフ・バランス」の内容を知っている事業所の割合	47.4% (平成29年度事業者調査)	80.0%
⑧	男性従業員が配偶者出産休暇制度や年次有給休暇を利用して5日間程度の休みを取りやすい雰囲気がある職場の割合	35.6% (平成29年度事業者調査)	50.0%
⑨	男性の育児休業取得率	20.6% (平成29年度事業者調査)	30.0%
⑩	育児について、夫と妻の負担が同程度と思う市民の割合	10.0% (令和元年度市民意識実態調査)	15.0%

※有業率：総務省統計局が実施する「職業構造基本調査」により算出された、仕事をしている人の割合。

### 基本目標3 生涯を通じた心身の健康維持・増進

No.	指 標	基準値	5年後の目標値
⑪	DV被害者のうち、相談しなかった・できなかった人の割合	49.5% (令和元年度市民意識実態調査)	20.0%
⑫	子宮頸がん検診受診率	17.0% (令和2年度)	18.5%
⑬	富士市の自殺死亡率 (人口10万人当たり自殺者数)	男性 27.89 女性 12.51 (令和2年度警察庁統計)	男性 21.14 女性 9.26

### 基本目標4 個性を尊重し多様性を持って共存する社会の実現

No.	指 標	基準値	5年後の目標値
⑭	LGBTについて言葉と意味の両方を知っている人の割合	45.7% (令和元年度市民意識実態調査)	70.0%
⑮	行政と市民活動団体等との協働実績	773件 (令和元年度)	850件
⑯	富士市に住み続けたいと思う外国人市民の割合	71.0% (令和元年度富士市多文化共生についての外国人市民意識調査)	90.0%
⑰	ユニバーサル就労認定企業数(累計)	158件 (令和3年4月1日現在)	360件

注) 本プランにおける5年後の各目標値に対する達成率は、直近の調査結果によるものとします。